

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

こどもが将来にわたって笑顔で健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の持続可能な発展の基盤を築くために不可欠です。

こどもの健康を守り、育成環境を充実させ、こどもの権利を尊重する取組を通じて、こどもが心身ともに豊かに育つ社会の実現を目指します。

重点事業

I こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり					
施策の方向	重点事業	事業概要	計画期間中の実施目標	※	主担当課
(1)こどもの健康づくり支援	○乳幼児期の健康診査事業 ㊀プレコンセプションケアの推進	㊀1か月児、5歳児の健康診査の実施 ○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	実施 実施	① ② ③	子育て支援課 子育て支援課 健康推進課
	○幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進 ㊀親の就業状況にかかわらない支援の充実	○京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく認定こども園等の整備 ○保育等手続におけるWEB申請・予約、キャッシュレス対応等のICT化の推進 ○「こども誰でも通園制度」	実施 実施	①	保育幼稚園課 こども未来政策 推進室 保育幼稚園課
(2)心身を健やかに育む環境の充実	㊀幼稚園での弁当給食運営事業	○幼稚園での弁当給食の実施	全園での実施	①	保育幼稚園課
	○シゴトミライプロジェクト事業の推進	○シゴトニア☆京田辺の開催 ○椿本チェイン夏休み親子工場見学 ○田辺高校連携事業 ○企業の魅力発見事業など	実施	② ③	産業振興課
	○こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 ㊀広報紙(ほっと京たなべ)“市民記者による連載記事掲載”	○「こどもまんなか児童福祉週間」の実施 ○こども・若者が権利の主体であることの周知 ○こども・若者を含む市民による記事掲載	イベント時やホームページでの啓発 実施	① ② ③ ② ③	こども未来政策 推進室 子育て支援課 秘書広報課
(4)こどもの虐待防止対策の推進	○こども家庭センターの体制強化	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	実施	① ② ③	子育て支援課
(5)こどもの貧困対策	○こども生活・学習支援事業	○低所得の子育て世帯やひとり親家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に、こども生活・学習支援事業を実施	2か所で継続実施	②	社会福祉課
(6)多様な学びが実現できる居場所づくり	㊀大住児童館リニューアル	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所の提供	リニューアルの完成と交流事業の実施	① ② ③	健康福祉政策 推進室 子育て支援課

※：ライフステージ別(①こどもの誕生前から幼児期、②学童期・思春期、③青年期)

施策の方向(1) こどもの健康づくり支援

こどもが健やかに育つよう、医療機関や保育所(園)・幼稚園などの関係機関と連携し、母子保健事業をきめ細かく実施します。

成長発達段階に応じた健康診査や相談を通じ、早期の疾病発見や親子の健康維持、早期治療・療育を推進し、妊娠期からの相談事業や健康教育で育児不安を軽減します。

また、乳幼児期・学童期の食生活が将来の食習慣を形成し、生涯にわたる健康の基礎となることから、正しい食習慣を学ぶための食育推進事業を展開します。

さらに、性や妊娠、出産に関する正しい知識を普及するプレコンセプションケアを推進し、こどもを迎える準備段階から健康支援を強化し、次世代の健康基盤を築きます。

施策の方向(2) 心身を健やかに育む環境の充実

こどもたちを取り巻く環境が日々変化する中で、すべてのこどもが自分らしく育ち、現代の社会を生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための環境整備が求められています。特に、次代を担うこどもたちが自らの人生を切り拓くためには、目標に向かって頑張る集中力や忍耐力、他人とうまく関わるための協調性や理解力、感情をコントロールする自制心等の人間として生きていく力を育むことが必要です。

そのため、教育の出発点である就学前教育・保育を通じて、遊びを通した学びの基礎力や道徳心を育成し、基本的な生活習慣の定着や心身の健康の保持・増進を図ります。学校教育では、主体的・対話的で深い学びを通じ、問題解決力を高める学力や、他者への理解と思いやりを育む道徳教育を推進します。

さらに、こどもたちの視野を広げ、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来、社会で輝く力を培うため、国際交流体験の支援、関係機関や企業等との連携による学習や職業体験等の機会の確保を進めます。あわせて、外国籍や性的マイノリティー等のこどもたちが抱える課題に対応できるよう、校内の支援体制を整備し、多様性を理解し認め合う教育を進めることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

加えて、保護者にとって利便性の高い環境を提供するため、保育手続きのICT化や「こども誰でも通園制度」の導入を進め、すべてのこどもが平等に支援を受けられる体制を構築するとともに、幼稚園での弁当給食事業を実施して保護者の負担を軽減し、こどもたちの栄養面にも配慮した環境づくりを進めます。

施策の方向(3) こどもの権利擁護の推進

すべてのこどもがひとりの人間として尊重されるため、こども基本法や子どもの権利条約に基づき、こどもや若者の権利の普及と啓発活動を行います。また、「こどもまんなか児童福祉週間」を通じて、こどもが権利の主体であることを広く知らせ、社会全体で子どもの権利を尊重する文化を育成します。

さらに、市民記者による連載記事を広報「ほっと京たなべ」に掲載することで、こどもや若者の声を発信し、彼らが自らの意見を社会に表明する機会を提供します。

このような取組を通じ、こどもたちが自信を持って社会で活躍し、自らの役割を果たす力を育む環境を整えます。

施策の方向(4) こどもの虐待防止対策の推進

こどもの虐待を防ぐために、関係機関との連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を通じて情報共有を進め、ネットワークによる効果的な支援を提供できる体制を構築します。また、児童虐待防止の啓発活動を強化し、地域全体で虐待の早期発見と早期対応に努めます。

さらに、こども家庭センターの体制強化を進め、虐待の予防的対応と家庭ごとの状況に応じた切れ目ない支援を提供し、こどもたちが安心して成長できる環境を整えます。

施策の方向(5) こどもの貧困対策

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる保護者が増える中、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変わり続けており、すべてのこどもたちが心身ともに健やかに成長し、また、教育の機会が平等に保障され、夢や希望を持てる社会の実現が求められています。

こうした状況の中、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、より実効的な子どもの貧困対策が進められるようになりました。

子どもの貧困がこどもたちの成長や未来に大きな影響を与えることから、本市では、こどもが生まれ育った環境に左右されずに成長できるよう、以下の点を重視して取組を推進します。

これらの取組を通じて、すべてのこどもが公平に学び、未来に向けた力を身につけられるよう支援を強化し、こどもたちが将来に希望を持てる社会を目指します。

- 年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見や最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されること
- 子どもの貧困の背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、国・府はもとより、関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行うこと
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援及び経済的支援といった施策を、こども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講じること

「教育の支援」に係る取組

一人ひとりを大切にした教育を推進、教育の実質的な機会均等の実現や基礎学力の充実など

「生活の安定に資するための支援」に係る取組

貧困の状況にあるこども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供など

「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」に係る取組

貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練及び就職のあっせんなど

「経済的支援」に係る取組

各種手当等の支給、生活資金貸付制度の紹介、その他の貧困の状況にある子育て世帯に対する経済的支援など

施策の方向(6) 多様な学びが実現できる居場所づくり

地域の居場所づくりを推進するため、児童館などの環境整備や運営の在り方の見直しを行い、地域での居場所づくりを推進します。また、留守家庭児童会と連携し、地域住民主体の取組を通じてこどもたちの学びと成長を支える場となる放課後子ども教室を整備します。

さらに、大住児童館のリニューアルを通じ、乳幼児から青年期まで年齢に応じて、安心して過ごせる居場所を確保します。

これにより、地域全体でこどもたちを見守り、多様な学びの機会を提供し、こどもたちの成長を支える体制を強化します。

実施事業 I (1)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○妊婦・周産期の母子保健事業 (再掲 II(1))	○妊婦健康診査(14回)、妊婦歯科検診事業	子育て支援課						
○乳幼児期の健康診査事業 (再掲 I(4))	○1か月児健康診査 ○3か月児健康診査 ○1歳6か月児健康診査 ○3歳6か月児健康診査 ○5歳児健康診査	子育て支援課				○若い世代の定期的な健康管理の支援 (再掲 II(1))	○カラダメンテナンス ・16歳～29歳対象の健診 ○予防接種、がん検診 ・歯周病検診	健康推進課
○児童の健康づくり	○幼稚園・保育所(園)・認定こども園における健康診査、健康教育などの実施 ○食中毒などの予防 ○幼保合同保健研修 ○市内私立幼稚園健康診断事業への補助	保育幼稚園課	○児童の健康づくり	○小・中学校健康管理事業 (定期健康診断の実施)	学校教育課			
○乳幼児期の相談事業 (再掲 I(4))	○妊婦・乳幼児相談 ○10か月児発達相談 ○2歳児発達相談 ○発達相談員による発達相談 ○転入時アンケート	子育て支援課						
○乳幼児期の訪問事業 (再掲 I(3・4))	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊娠婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業	子育て支援課						
○感染症予防対策の充実	○予防接種事業 ○感染症に係る危機管理 ○感染症に係る情報提供 ○感染症予防事業	安心まちづくり室 子育て支援課						
○健康づくり事業における重点的な取組	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活など	健康推進課	○健康づくり事業における重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活など	健康推進課	○健康づくり事業における重点的な取組 (再掲 II(1))	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活など	健康推進課	
○子どもの発達支援事業(聴覚)	○耳の聞こえチェックリストの配布 ○子どもの聞こえ支援事業・軽中等度難聴児への聞こえの確保と言語の発達の支援をするため、補聴器購入などの費用を助成 ○聴覚障がいの早期発見・早期療育に資するため、検査費用を助成	子育て支援課 障がい福祉課						

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○小児救急電話相談「#8000」の周知 ○小児救急医療体制の整備 ○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	子育て支援課 健康推進課	○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○小児救急電話相談「#8000」の周知 ○小児救急医療体制の整備 ○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	子育て支援課 健康推進課	○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	健康推進課
○ひとり親家庭医療費の助成(再掲I(5)、II(4))	○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成	国保医療課	○ひとり親家庭医療費の助成(高校生年代まで)(再掲I(5)、II(4))	○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成	国保医療課			
○子どもの医療費の助成(再掲I(2))	○子どもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援	子育て支援課	○子どもの医療費の助成(高校生年代まで)(再掲I(2))	○子どもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援	子育て支援課			
○養育医療給付事業(再掲I(2))	○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育医療の給付	子育て支援課						
○子どもの事故防止、救急対応などの教育事業(再掲II(2))	○子どもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催	子育て支援課 警防課	○子どもの事故防止、救急対応などの教育事業(再掲II(2))	○子どもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催 ○健康安全教育	子育て支援課 子ども・学校サポート室 警防課	○子どもの事故防止、救急対応などの教育事業(再掲II(2))	○救命講習の開催	警防課
○専門的支援が必要な児童への支援の強化(再掲I(3)、II(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れに当たって、子どもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置 ○加配保育士等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育幼稚園課 子育て支援課 障がい福祉課	○専門的支援が必要な児童への支援の強化(再掲I(3)、II(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れに当たって、子どもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置 ○支援員等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	学校教育課 子ども・学校サポート室 子育て支援課 障がい福祉課			
○病児・病後児保育事業(再掲II(3))	○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施	保育幼稚園課	○病児・病後児保育事業(小学6年生まで対象)(再掲II(3))	○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施	保育幼稚園課			
○病児保育事業(体調不良児対応型)(再掲II(3))	○保育中に体調不良となった場合に保育所等において緊急的な対応	保育幼稚園課						
○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	○子どもの生活習慣づくり	健康推進課 子育て支援課	○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	○子どもの生活習慣づくり	健康推進課 学校給食課			
○食育の推進	○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進	健康推進課	○食育の推進	○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進	健康推進課	○食育の推進	○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進	健康推進課
			○発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実	○児童生徒の実態と発達段階に応じた性に関する教育 ○飲酒・喫煙・薬物乱用、心の健康等、多様化・深刻化する現代的健康課題に対応する保健教育の充実	こども・学校サポート室			
			○プレコンセプションケアの推進	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	子育て支援課 健康推進課 子ども・学校サポート室	○プレコンセプションケアの推進(再掲II(1))	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	子育て支援課 健康推進課

実施事業 I (2)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○教育・保育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保幼小中の連携の取組の推進(幼小接続カリキュラムの活用) ○質の高い幼児教育・保育の実施及び周知 ○乳幼児の豊かな「遊びと体験」の保障 ○家庭支援推進保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を要する児童の家庭を支援するため、家庭支援推進保育士等を配置 ○特色ある園づくり ○多様な遊びや体験 ○保育支援者の配置 ○職員配置基準の改善 ○図書館活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書の充実 ・子どもの本の講座など ・点字図書作成 ・障がいのある人への対面朗読など 	保育幼稚園課 こども・学校 サポート室 中央図書館	○教育内容の充実 ○学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ○こども生活・学習支援事業 (再掲 I (5)、II (4))	<ul style="list-style-type: none"> ○保幼小中の連携の取組の推進(幼小接続カリキュラムの活用) ○特色を持たせた学校づくりと学校選択制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材の活用 ・体験学習の充実 ○図書館活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書の充実 ・子どもの本の講座など ・移動図書館(留守家庭児童会)への巡回(年3回)など ・点字図書作成 ・障がいのある人への対面朗読など ○家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に生活・学習支援を実施 	教育総務室 学校教育課 こども・学校 サポート室 社会福祉課 中央図書館			
			○教育振興基本計画に基づく取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際理解教育 ○情報教育 ○環境教育 ○一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育 ○道徳教育 ○健康安全教育 ○主権者教育 ○消費者教育 ○キャリア教育 など 	こども・学校 サポート室			
○児童を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく認定こども園等の整備 ○幼稚園における預かり保育 ○保育等手続におけるWEB申請・予約、キャッシュレス対応等のICT化の推進 	保育幼稚園課	○京田辺市学校施設長寿命化計画に基づく整備	<ul style="list-style-type: none"> ○京田辺市学校施設長寿命化計画に基づく整備 ○学校施設のパリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への障がいのある児童・生徒の受入れに当たり、エレベーター、多目的トイレ等の施設のパリアフリー化を推進 	学校教育課			
○保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上 ○保育士・幼稚園教諭等の確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの健康や安全の確保、就学前教育・保育の保幼小接続カリキュラムを基に質の向上、連携の推進 ○職員の資質向上のため、就学前施設の保育士・幼稚園教諭等を対象とした幼保合同研修を実施 ○保育人材を確保するため待遇改善を検討 ○保育人材を確保するための取組 	保育幼稚園課 こども・学校 サポート室	○教職員の資質・専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの健康や安全の確保、就学前教育・保育の保幼小接続カリキュラムを基に質の向上、連携の推進 ○ねらいを持った計画的な研修を通して、教職員の指導力の向上 	こども・学校 サポート室			
			○豊かな人間性を育む教育の推進 (再掲 I (3-6)、II (4))	○道徳的実践を促す環境づくり	こども・学校 サポート室			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
			○安全教育の推進	○児童生徒への安全教育の徹底 ○交通安全教育や防災教育等の安全教育を計画的・継続的に実施し、危機対応能力(自ら判断し、自ら行動する力)を高める	こども・学校サポート室			
			○国際交流の推進	○海外都市などとの友好交流 ・海外のこどもや留学生などの交流	市民参画課	○国際交流の推進	○多文化交流の機会づくり・情報提供 ○国際交流体験の支援 ・ホームステイ受入れや海外での留学体験などの支援	市民参画課
			○京田辺市地域福祉計画に基づく事業の推進	○福祉に関する学びの場の提供 ・福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手の育成を図る	社会福祉課	○京田辺市地域福祉計画に基づく事業の推進	○福祉に関する学びの場の提供 ・福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手の育成を図る	社会福祉課
			○シゴトミライプロジェクト事業	○シゴトニア☆京田辺の開催 ・京田辺にゆかりのある企業・団体と交流しながら「京田辺のシゴト」を体験する機会の提供 ○椿本チエイン夏休み親子工場見学 ○田辺高校連携事業 ・工場見学、職場体験、出張講演、交流会など	産業振興課	○シゴトミライプロジェクト事業	○企業の魅力発見事業 ・地域の大学生と市内企業とのマッチング促進 ○市内企業インタビュー ○創業支援事業	産業振興課
○保育所(園)・幼稚園・こども園・児童館・子育て支援拠点での相談事業(再掲I(4)、II(2))	○保育所等における相談支援 ○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業 ・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点	○児童館等での相談事業 (再掲I(4)、II(2)) ○教育相談体制の充実 (再掲I(4)、II(2-4))	○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			
○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援(再掲I(3))	○京田辺市民生委員・児童委員協議会への支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援(再掲I(3))	○京田辺市民生委員・児童委員協議会への支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成	社会福祉課			
○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談(再掲I(4)、II(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談(再掲I(4)、II(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課			
○家庭児童相談室での相談(再掲I(4)、II(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談(再掲I(4)、II(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○各種手当等の支給による支援	<ul style="list-style-type: none"> ○全員が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当(国制度)R6拡充 ・妊婦支援給付金の支給 等 ○ひとり親家庭等 <ul style="list-style-type: none"> (再掲 I (5)・II (4)) ・児童扶養手当(国制度) ・特別児童福祉手当(市制度) ・交通遺児奖学金(府制度) ○こどもに障がいがある場合 <ul style="list-style-type: none"> (再掲 I (5)・II (4)) ・特別児童扶養手当(国制度) ・市心身障害児童特別手当 ・市特定心身障害等児童特別手当 	子育て支援課	○各種手当等の支給による支援	<ul style="list-style-type: none"> ○全員が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当(国制度)R6拡充 ○ひとり親家庭等 <ul style="list-style-type: none"> (再掲 I (5)・II (4)) ・児童扶養手当(国制度) ・特別児童福祉手当(市制度) ・母子家庭奖学金(府制度) ・交通遺児奖学金(府制度) ○こどもに障がいがある場合 <ul style="list-style-type: none"> (再掲 I (5)・II (4)) ・特別児童扶養手当(国制度) ・市心身障害児童特別手当 ・市特定心身障害等児童特別手当 ○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> (再掲 II (4)) ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費 	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課	○各種手当等の支給による支援	○こどもに障がいがある場合 <ul style="list-style-type: none"> (再掲 II (4)) ・特別児童扶養手当(20歳まで) 	子育て支援課
○子どもの医療費の助成 (再掲 I (1))	○子どもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う	子育て支援課	○子どもの医療費の助成 (高校生年代まで) (再掲 I (1))	○子どもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う	子育て支援課			
○養育医療給付事業 (再掲 I (1))	○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育医療の給付	子育て支援課						
○自然体験活動などの促進 (再掲Ⅲ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○幼稚園等での野外体験活動 	農政課 保育幼稚園課	○自然体験活動などの促進 (再掲Ⅲ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○自然体験活動、ボランティア活動等多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成 	農政課 こども・学校サポート室			
○絵本にふれる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○おはなし会 ○赤ちゃん向けおはなし会 ○英語のおはなし会 ○絵本読み聞かせ入門講座 ○ふれあい絵本スタート事業 ○絵本の紹介 	中央図書館 子育て支援課	○読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○京田辺市子ども読書活動推進計画に則り、家庭における読書習慣の重要性についての理解を促進 ○学校司書との連携推進 ○英語のおはなし会 	こども・学校サポート室 中央図書館			
○児童館等での遊び場の提供 (再掲Ⅲ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児親子で自由に遊べる「ひろば」の実施 ○地域子育て支援拠点を設置し、安心して遊べる場所を提供 	各児童館等 各地域子育て支援拠点	○児童館等での遊び場の提供 (再掲Ⅲ(1))	○児童が健全に遊べる「なかよしクラブ」の実施	各児童館等			
○児童館・地域子育て支援拠点施設等の整備	○児童館・地域子育て支援拠点施設等における環境改善(空調・トイレ・手洗い場・遊戲室・駐車場等の整備・安全対策、防犯・防災対策、施設のバリアフリー化など)	子育て支援課	○児童館等の整備	○児童館・地域子育て支援拠点施設等における環境改善(空調・トイレ・手洗い場・遊戲室・駐車場等の整備・安全対策、防犯・防災対策、施設のバリアフリー化など)	子育て支援課			
○親の就業状況にかかわらない支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「こども誰でも通園制度」 ○地域子育て支援拠点での短時間の一時預かり 	こども未来政策推進室 保育幼稚園課 子育て支援課						

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○保育所・こども園での給食、幼稚園での弁当給食運営事業 (再掲I(5)、II(3))	○保育所等での給食 ○幼稚園での弁当給食	保育幼稚園課	○小中学校給食運営事業 (再掲I(5)、II(3))	○学校給食による食育の重要性や経済的な困窮対策、子育て支援などへの対応 ○生きた教材として給食を活用した食育(お茶育など)の推進や地産地消に配慮した安全で安心な給食の提供	学校給食課			
			○こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実 ○地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	○京田辺市文化振興計画及び京田辺市スポーツ推進計画に基づく取組の推進 ○部活動の地域移行への取組	文化・スポーツ振興課			
			○基礎的な体力・運動能力の向上 ○学校におけるスポーツ環境の整備	○体育の授業や体育的行事の工夫に努め、基礎的な体力、運動能力の向上 ○スポーツに継続して親しむ環境の整備 ・小学校の水泳授業を天候や気温に左右されない屋内プールにおいて専門のインストラクターにより実施することで、教員の負担を軽減	学校教育課 こども・学校サポート室			
			○学校における働き方改革	○共同校舎事務室において学校事務の効率化を推進 ○小学校の水泳授業を天候や気温に左右されない屋内プールにおいて専門のインストラクターにより実施することで、教員の負担を軽減	学校教育課			
			○学校における1人1台端末の活用促進	○1人1台端末の学習面やSOSの早期把握のための活用	こども・学校サポート室			
			○「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～Jの一層の推進	○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、誰一人取り残さない安全・安心な社会の実現に資する	人権啓発推進課	○「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～Jの一層の推進	○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、誰一人取り残さない安全・安心な社会の実現に資する	人権啓発推進課
○施設の自主点検の継続実施	○施設の自主点検を継続して実施	保育幼稚園課	○学校施設・設備の点検及び整備	○学校施設・設備の適切な点検及び計画的な整備を促進し、安全で安心して学べる教育・学習環境を提供	学校教育課			
			○同志社大学等と連携した子どもの学びの機会づくり (再掲I(6))	○子どもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組の実施 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校	市民参画課	○大学、学生等との連携協力等	○こどもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組の実施 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校 ○「きょうたなべ政策グランプリJAPAN」の開催 ○「ええまちつくろう事業補助金」による活動支援	市民参画課

実施事業 I (3)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○子ども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発	○「子どもまんなか児童福祉週間」の実施 ○子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容、子ども・若者が権利の主体であることの周知	子ども未来政策推進室子育て支援課	○子ども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発	○「子どもまんなか児童福祉週間」の実施 ○子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容、子ども・若者が権利の主体であることの周知	子ども未来政策推進室子育て支援課	○子ども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発	○「子どもまんなか児童福祉週間」の実施 ○子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容、子ども・若者が権利の主体であることの周知	子ども未来政策推進室子育て支援課
			○意見発表などの機会の充実	○「子どもの主張大会」の実施	子ども未来政策推進室社会教育課 子ども・学校サポート室			
			○人権意識を高めるための啓発活動等の実施	○人権問題研修会 ○子どもの人権やインターネット上の人権侵害に関する取組 ○わくわくワークショップ ○ホームページ、広報紙、啓発冊子などによる啓発 ○ヒューマン映画上映会	人権啓発推進課	○人権意識を高めるための啓発活動等の実施	○人権問題研修会 ○子どもの人権やインターネット上の人権侵害に関する取組 ○わくわくワークショップ ○ホームページ、広報紙、啓発冊子などによる啓発 ○ヒューマン映画上映会	人権啓発推進課
○人権教育の充実	○価値観の違いを認める意識の醸成・保育所(園)、幼稚園、認定こども園 ○研修会 ・ハートフルフェスタ、幼児の作品展示など	保育幼稚園課	○人権教育の充実	○計画的な人権教育の推進と人権学習の工夫改善 ・小・中学校 ○研修会 ・ハートフルフェスタ、小・中学生の作品展示など ・人権に係る学習会	子ども・学校サポート室 社会教育課			
○障がいがある児童の保育・教育などの推進(再掲II(4))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実 ○インクルーシブ教育・保育の推進	保育幼稚園課 子ども・学校サポート室	○障がいがある児童・生徒の教育などの推進(再掲II(4))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実 ○インクルーシブ教育・保育の推進	子ども・学校サポート室			
○専門的支援が必要な児童・生徒への支援の強化(再掲I(1)、II(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れに当たって、子どもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って保育所等に看護師を配置 ○加配保育士等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育幼稚園課 子育て支援課 障がい福祉課	○専門的支援が必要な児童・生徒への支援の強化(再掲I(1)、II(4))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れに当たって、子どもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って保育所等に看護師を配置 ○支援員等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	学校教育課 子ども・学校サポート室 子育て支援課 障がい福祉課			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期			
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	
			○広報紙(ほっと京たなべ)“市民記者による連載記事掲載”	○子ども・若者を含む市民による記事掲載	秘書広報課	○広報紙(ほっと京たなべ)“市民記者による連載記事掲載”	○子ども・若者を含む市民による記事掲載	秘書広報課	
			○いじめの防止・早期発見・早期解決	○児童・生徒の電話相談、相談窓口の周知、啓発カードの配付 ○「いじめ防止基本方針」に基づき、情報共有と組織的対応に努め、いじめの未然防止、早期発見・早期解決 ○犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、警察等関係機関と連携 ○いじめ防止対策推進委員会の開催 ○1人1台端末を活用した取組	子育て支援課 こども・学校サポート室				
			○不登校児童に対するネットワークの構築	○小中学校教員及び教育支援センター支援員を対象とした、不登校に係る会議及び研修	こども・学校サポート室				
			○豊かな人間性を育む教育の推進 (再掲I(2-6)、II(4))	○道徳的実践を促す環境づくり	こども・学校サポート室				
○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○子育て家庭への支援 ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業 (再掲II(1)) ・家庭支援推進保育士の配置 (再掲I(2)) ○相談・支援体制の充実 ・地域子育て支援センターでのすくすく子育て相談の実施 (再掲I(2))	子育て支援課 保育幼稚園課	○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動の実施 ○自己肯定感を育てる教育の実施 ○支援員等の配置 ○公認心理師による学校等へのスーパーバイズ ○スクールカウンセラーによる教育相談の実施 ○1人1台端末を活用した取組	障がい福祉課 学校教育課 こども・学校サポート室	○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○市内高等学校・大学・企業への自殺対策事業連携訪問 ○自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動の実施	障がい福祉課	
○乳幼児期の訪問事業 (再掲I(1-4))	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊産婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業	子育て支援課							
○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援 (再掲I(2))	○京田辺市民生委員・児童委員協議会への活動費の支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成	社会福祉課				○女性相談 (再掲II(3))	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談	女性交流支援ルーム	

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○子どもの性被害防止	○子どもの性的搾取等の撲滅に向けて、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施 ○子ども性暴力防止法を基に「子ども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進	人権啓発 推進課 職員課 保育幼稚園課	○子どもの性被害防止	○子どもの性的搾取等の撲滅に向けて、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施 ○インターネット依存やSNSをきっかけとしたトラブルなどに巻き込まれないよう、情報モラル教育を実施 ○子ども性暴力防止法を基に「子ども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進	人権啓発 推進課 教育総務室 子ども・学校サポート室			
○LGBT等への理解促進事業	○リーフレット等の活用により子ども・親・保育士・幼稚園教諭等に周知	人権啓発 推進課	○LGBT等への理解促進事業 ○社会の多様性に配慮した総合的な取組の推進	○リーフレット等の活用により子ども・親・保育士・教員に周知 ○社会の多様性に配慮し、あらゆる人権問題の解決を目指した総合的な取組の推進	人権啓発 推進課 子ども・学校サポート室	○LGBT等への理解促進事業	○リーフレット等の活用により周知	人権啓発 推進課
○外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課	○外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課	○外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課

実施事業 I (4)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○要保護児童対策地域協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援	子育て支援課	○要保護児童対策地域協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援	子育て支援課	○要保護児童対策地域協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援	子育て支援課
○家庭児童相談室での相談(再掲I(2)、II(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談(再掲I(2)、II(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談(再掲I(2)、II(4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課
○乳幼児期の健康診査事業(再掲I(1))	○1か月児健康診査 ○3か月児健康診査 ○1歳6か月児健康診査 ○3歳6か月児健康診査 ○5歳児の健康診査	子育て支援課						
○乳幼児期の相談事業(再掲I(1))	○妊娠・乳幼児相談・赤ちゃんサロン ○10か月児発達相談 ○2歳児発達相談 ○発達相談員による発達相談 ○転入時アンケート	子育て支援課						
○乳幼児期の訪問事業(再掲I(1・3))	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊娠婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業	子育て支援課						
○乳幼児健診未受診者、未就園児等の状況確認の実施	○乳幼児健診未受診者、未就園児の状況確認、指導(再掲II(4))	子育て支援課	○不就学児等の状況確認の実施	○不就学児等の状況確認、指導	子育て支援課 学校教育課			
○保育所(園)・幼稚園・こども園・児童館・子育て支援拠点での相談事業(再掲I(2)、II(2))	○保育所等における相談支援 ○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業 ・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点	○児童館等での相談事業(再掲I(2)、II(2)) ○教育相談体制の充実(再掲I(2)、II(2・4))	○児童館指導員とこどものふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期			
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	
○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOS カードの作成・配布 ・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援 	子育て支援課	○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOS カードの作成・配布 ・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援 	子育て支援課	○児童虐待防止啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOS カードの作成・配布 ・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援 	子育て支援課	
○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅱ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅱ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲Ⅱ(4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	
○児童虐待の未然防止 (再掲Ⅱ(4))	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯訪問支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊娠婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施し、家庭環境を整える ○産後ケア事業 <ul style="list-style-type: none"> ・出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊・助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業 ○保育所等での一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅱ(2・3・4)、Ⅲ(1))) ・こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整 	子育て支援課	○児童虐待の未然防止 (再掲Ⅱ(4))	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯訪問支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊娠婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施し、家庭環境を整える ○児童育成支援拠点事業 <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を実施 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅱ(2・3・4)、Ⅲ(1))) ・こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整 	子育て支援課				
○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲Ⅱ(4))	○親子関係形成支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 	子育て支援課	○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲Ⅱ(4))	○親子関係形成支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 	子育て支援課				
○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談 (再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2))	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課				

実施事業 I (5)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○仕事とくらしの相談室「ぱらす」による相談事業（再掲Ⅱ(4)）	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へつなげる	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぱらす」による相談事業（再掲Ⅱ(4)）	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へつなげる	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぱらす」による相談事業	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へつなげる ○若者やその家族からのひきこもりに関する相談にも対応し、関係機関と連携、支援（再掲Ⅱ(4)）	社会福祉課
○くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	社会福祉課	○くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	社会福祉課	○くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	社会福祉課
			○こども生活・学習支援事業（再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4)）	○低所得の子育て世帯やひとり親家庭で学習環境が整えないこどもを対象に、こども生活・学習支援事業を実施	社会福祉課			
○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援（再掲Ⅱ(4)）	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組を実施する ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援（再掲Ⅱ(4)）	子育て支援課	○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援（再掲Ⅱ(4)）	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組を実施する ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援（再掲Ⅱ(4)）	子育て支援課			
○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	○保育サービスの実施（再掲Ⅱ(3)） ○病児・病後児保育事業（再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(3)） ○病児保育事業（体調不良児対応型）（再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(3)）	保育幼稚園課	○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	○病児・病後児保育事業 ・小学6年生まで対象（再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(3)）	保育幼稚園課			
○経済的支援	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭医療費助成事業（再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(1・4)） ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内（再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4)）	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○高校生給付型奨学金（府制度） ○ひとり親家庭医療費助成事業（再掲Ⅰ(1)、Ⅱ(1・4)） ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内（再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4)）	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○進学・就職準備給付金の支給も含め、生活保護の実施（再掲Ⅱ(4)）	社会福祉課
○幼児教育・保育の無償化（再掲Ⅱ(3)）	○3歳から5歳のこどもと0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育料等の無償化	保育幼稚園課 障がい福祉課						
○教育・保育費用の負担軽減（再掲Ⅱ(4)）	○保育所（園）・幼稚園・認定こども園保育料の軽減（生活保護・ひとり親世帯など）	保育幼稚園課	○教育・保育費用の負担軽減（再掲Ⅱ(4)）	○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費 ○留守家庭児童会負担金の減免	学校教育課 社会教育課			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○保育所・こども園での給食、幼稚園での弁当給食運営事業 (再掲I(2)、II(3))	○保育所等での給食 ○幼稚園での弁当給食	保育幼稚園課	○小中学校給食運営事業 (再掲I(2)、II(3))	○学校給食による食育の重要性や経済的な困難対策、子育て支援などへの対応	学校給食課			
○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲II(4))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲II(4))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲II(4))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流支援ルーム 子育て支援課

実施事業 I (6)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
			○同志社大学等と連携した子どもの学びの機会づくり(再掲 I (2))	○子どもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校	市民参画課	○同志社大学等と連携した子どもの学びの機会づくり(再掲 I (2))	○子どもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取組 ○包括協定を締結し各種事業を実施 ・同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学校・高等学校、京都府立大学、京都府立田辺高等学校	市民参画課
			○同志社大学、日産自動車(株)、同志社大学、京田辺市による電気自動車を活用したモビリティサービスを推進していく三者協定に基づき、次世代モビリティ講座	○日産自動車(株)、同志社大学、京田辺市による電気自動車を活用したモビリティサービスを推進していく三者協定に基づき、次世代モビリティの紹介や自動運転の仕組みについての講座を開催	計画交通課			
			○放課後子ども教室(再掲III(1))	○児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施	社会教育課			
○大住児童館リニューアル(再掲III(1))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までの子ども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室子育て支援課	○大住児童館リニューアル(再掲III(1))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までの子ども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室子育て支援課	○大住児童館リニューアル(再掲III(1))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までの子ども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室子育て支援課
			○各種教室・大会などの実施	○子ども体験教室の開催 ○映画会や夏休みの企画 ○健康や体力づくりのためのイベントや市民体育大会・市民マラソンなどの実施 ○施設でのおまつり等の実施	文化・スポーツ振興課 中央公民館 北部・中部住民センター 中央図書館	○各種教室・大会などの実施	○健康や体力づくりのためのイベントや市民体育大会・市民マラソンなどの実施 ○施設でのおまつり等の実施	文化・スポーツ振興課 北部・中部住民センター
○地域スポーツの推進	○第2期京田辺市スポーツ推進計画に基づく地域スポーツ推進等	文化・スポーツ振興課	○地域スポーツの推進	○第2期京田辺市スポーツ推進計画に基づく地域スポーツ推進等	文化・スポーツ振興課	○地域スポーツの推進	○第2期京田辺市スポーツ推進計画に基づく地域スポーツ推進等	文化・スポーツ振興課
						○生涯学習人材バンク	○生涯学習事業ボランティア派遣	社会教育課
			○平和推進事業	○小・中学生平和大使ひろしま派遣事業 ○みんなで平和を考えよう！ピースリングバスター ・平和について学ぶ子ども映画上映会の実施 ○平和書道展	総務室			
			○地域伝統的体験学習の推進(再掲III(1))	○地域伝統的体験学習の開催	社会教育課			
○子ども会育成事業の推進(再掲III(1))	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援	中央公民館	○子ども会育成事業の推進(再掲III(1))	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援	中央公民館			
			○豊かな人間性を育む教育の推進(再掲I (2-3)、II (4))	○道徳的実践を促す環境づくり	こども・学校サポート室			

基本目標Ⅱ こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

こどもを育てることは、社会の未来を担う世代を育む大きな喜びであり、責任でもあります。

こどもを安心して生み育てることができる環境を整えることを目指し、保護者の健康支援や情報提供、子育て支援の充実を図ります。

重点事業

II こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり					
施策の方向	重点事業	事業概要	計画期間中の実施目標	※	主担当課
(1)親の健康づくり支援	○妊娠・周産期の母子保健事業(産後ケア事業)	○出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊・助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援	実施	①	子育て支援課
(2)子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実	○情報発信強化事業	○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化 ○子育て応援ガイドブックの発行	実施	①	子育て支援課
	○子育てに係る情報提供体制の充実(ベビープログラムの実施)	○ベビープログラム(BP1:初めての赤ちゃんと母親、BP2:2人目以降のきょうだいと母親が参加するプログラム)の実施	実施	①	子育て支援課
	○児童館、子育て支援拠点における相談事業	○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化	実施	① ②	子育て支援課 各児童館 各地域子育て支援拠点
(3)仕事と子育ての両立支援	○待機児童ゼロ事業	○年度当初で保育所(園)・こども園等への入所希望者全員の受入れ	年度当初での入所希望者全員の受入れ	①	保育幼稚園課
	○留守家庭児童会の充実	○入会希望者のニーズに対応するための施設整備や民間委託等 ○平日の放課後、土曜日のほか、夏休み期間中などの入会希望者の増加への対応	実施	②	社会教育課
(4)特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実	○児童虐待の未然防止(家庭支援事業の推進)	④子育て世帯訪問支援事業 ④児童育成支援拠点事業 ④親子関係形成支援事業	実施	① ②	子育て支援課

※ : ライフステージ別(①こどもの誕生前から幼児期、②学童期・思春期、③青年期)

施策の方向(1) 親の健康づくり支援

妊娠前や妊娠期から、こどもを安心して生み育てられるよう、医療機関などの関係機関と連携を強化し、母子保健事業をきめ細かく実施していきます。また、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児に対する不安を軽減し、妊産婦への支援を行います。

さらに、産後ケアや助産師による家庭訪問保健指導を提供することで、出産後の不安や負担を軽減し、母親が心身ともに安心して子育てできる環境、また、母親が健康的に育児に専念できる体制を整えます。

加えて、健診や予防接種などを通じて、将来、親となる若い世代の健康管理を支援します。

施策の方向(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

少子高齢化や核家族化が進行する中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの不安や負担が増大していることから、子育てに対する不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられるよう、相談体制や情報提供の充実が重要です。

そのため、地域において相談しやすい環境を整備し、深刻な問題に対応する専門的な相談窓口の体制を強化するとともに、児童館や子育て支援拠点を地域の相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携を強化することで相談事業の充実を図ります。

さらに、ベビープログラムの実施を通じて、初めての育児を行う母親やきょうだいを育てる保護者に対する支援を提供し、地域全体での子育て支援を強化します。

加えて、家庭教育に関する情報や学習機会を提供し、親としての自覚を育みながら、家庭や地域での子育てを支援します。

施策の方向(3) 仕事と子育ての両立支援

女性の社会進出や多様な働き方が進む中、保育ニーズが増加しています。育児休業が取得しやすい環境整備に加え、柔軟な働き方を選択できる社会基盤の拡充が求められています。

そのため、一時保育や病児保育、留守家庭児童会など、多様な保育サービスを提供し、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援します。また、待機児童ゼロ事業を通じ、少なくとも年度当初での保育所やこども園への入所希望者全員を受け入れる体制を整えるとともに、幼稚園での預かり保育を充実させます。

さらに、留守家庭児童会の充実により、平日放課後や土曜日、夏休みなどの子ども受け入れ体制を強化します。

事業所に対しては、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の育児参加に関する啓発を行い、保護者が仕事と育児を両立できるよう働きかけていきます。

施策の方向(4) 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

子どもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える環境を整えることが求められています。

特に近年では、ひとり親家庭や発達に課題のある子どもなど、さまざまな環境の人々を認め合い、人権を尊重する意識を育むことが重要です。また、特別な支援が必要な子育て家庭には、それぞれの状況に応じた支援が求められます。

そのため、ひとり親家庭への相談体制の充実や生活・就労の支援を進め、医療的ケア児の保育・教育への支援を行うとともに、障がいがある子どもが地域社会で自立した生活を送れるよう、保育施設や学校での支援体制を充実させます。

さらに、児童虐待の未然防止を目的とした家庭支援事業を推進し、「子育て世帯訪問支援事業」や「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を導入することで、親子関係の健全な形成と、子どもが安心して成長できる環境を提供します。

実施事業Ⅱ(1)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○不妊症・不育症に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	○不妊治療等への助成 ○不妊症・不育症等に関する情報の周知	子育て支援課						
○妊婦・周産期の母子保健事業 (再掲 I (1))	○妊婦健康診査(14回)、妊婦歯科健診事業、産婦健康診査助成事業(2回)、産前・産後サポート事業、産前・産後ホームヘルパー派遣事業、養育支援訪問 ○産後ケア事業 出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援	子育て支援課						
○里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進	○住所地と里帰り先の地方公共団体や医療機関との間の情報共有・連携による里帰り妊産婦への切れ目のない支援	子育て支援課				○プレコンセプションケアの推進 (再掲 I (1))	○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進	子育て支援課 健康推進課
						○若い世代の定期的な健康管理の支援 (再掲 I (1))	○カラダメンテナンス ・16歳～29歳対象の健診 ○予防接種、がん検診 ・歯周病検診	健康推進課
						○健康づくり事業における重点的な取組 (再掲 I (1))	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点的な取組 ・身体活動・運動 ・休養・こころの健康 ・栄養・食生活 など	健康推進課

実施事業Ⅱ(2)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(3))	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性交流支援ルーム情報、ライブラリーでの関連図書の貸出しなど 	人権啓発 推進課 女性交流 支援ルーム	○教育を通じた男女共同参画の推進 (再掲Ⅱ(3))	○児童・生徒に対する男女共同参画の意識啓発	こども・学校 サポート室	○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(3))	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性交流支援ルーム情報、ライブラリーでの関連図書の貸出しなど 	人権啓発 推進課 女性交流 支援ルーム
○事業所への啓発事業 (再掲Ⅱ(3))	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・母性保護についての啓発 ・父親の子育て参加など ・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発 	人権啓発 推進課 社会福祉課						
○情報発信強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化 ○子育て応援ガイドブックの発行 	秘書広報課 子育て支援課	○情報発信強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化 ○子育て応援ガイドブックの発行 	秘書広報課 子育て支援課			
○子育てに係る情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○パパママセミナーの実施 ○ベビープログラム(BP1:初めての赤ちゃんと母親、BP2:2人目以降のきょうだいと母親が参加するプログラム)の実施 	子育て支援課						
○地域子育て支援事業 (再掲Ⅲ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援 ○家庭教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する学習機会の充実 	社会教育課	○地域子育てセミナーの開催支援 (再掲Ⅲ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育てセミナーの開催支援 ○家庭教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する学習機会の充実 	社会教育課			
			○明日の親となるための子育て理解講座	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生を対象とした子育て理解講座 ○乳幼児ふれあい体験事業 	子育て支援課 社会教育課			
○子どもの事故防止、救急対応などの教育事業 (再掲Ⅰ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催 	子育て支援課 警防課	○子どもの事故防止、救急対応などの教育事業 (再掲Ⅰ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの事故防止に関する保護者への情報提供 ○救命講習の開催 ○健康安全教育 	子育て支援課 こども・学校 サポート室 警防課	○子どもの事故防止、救急対応などの教育事業 (再掲Ⅰ(1))	<ul style="list-style-type: none"> ○救命講習の開催 	警防課
○保育所(園)、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援拠点での相談事業 (再掲Ⅰ(2・4))	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等における相談支援 ○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け ・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 	子育て支援課 各児童館 各地域子育て 支援拠点	○児童館等での相談事業 (再掲Ⅰ(2・4))	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館指導員とこどものふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施 	各児童館 こども・学校 サポート室			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談（再掲 I (2・4)）	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談（再掲 I (2・4)）	○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援	社会福祉課			
○児童虐待防止啓発事業（再掲 I (4)）	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOSカードの作成・配布 ・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援 	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止啓発事業（再掲 I (4)） 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOSカードの作成・配布 ・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援 	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止啓発事業（再掲 I (4)） 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、SOSカードの作成・配布 ・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知 ・ヤングケアラーの周知と相談窓口の案内 ○子育て講演会や前向き子育て講座の開催、専門家による相談会 ○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる関係機関への研修会の実施 ・民生委員・児童委員など地域での虐待防止のための活動支援 	子育て支援課
○子育て支援のネットワークづくり（再掲III(1)）	<ul style="list-style-type: none"> ○ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲 I (4)、II (3・4)、III(1)） ○育児サークルの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・サークルリーダー交流会 ・保育士などの派遣 ・えぶろんママの派遣 ・活動場所の提供など（再掲III(1)） 	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援のネットワークづくり（再掲III(1)） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲 I (4)、II (3・4)、III(1)） 	子育て支援課			
○子育て仲間の交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○はぐはぐカフェ ○地域子育て支援拠点でのひろば事業 ○児童館等での親子教室・ひろば事業 	子育て支援課						

実施事業Ⅱ(3)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書の貸出しなど 	人権啓発 推進課 女性交流 支援ルーム	○教育を通じた男女共同参画の推進 (再掲Ⅱ(2))	○児童・生徒に対する男女共同参画の意識啓発	こども・学校 サポート室	○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 (再掲Ⅱ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 ○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書の貸出しなど 	人権啓発 推進課 女性交流 支援ルーム
○事業所への啓発事業 (再掲Ⅱ(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・母性保護についての啓発 ・父親の子育て参加など ・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発 	人権啓発 推進課 社会福祉課						
○京田辺市特定事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○京田辺市特定事業主行動計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進 ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進 	職員課	○京田辺市特定事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○京田辺市特定事業主行動計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進 ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進 	職員課			
○就学前施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保園型認定こども園の整備事業 ○民間保育園等の整備 ○認定こども園、保育所、幼稚園等施設における環境改善(空調、調理場・手洗い場、教室・保育室、トイレ、遊具・園庭、駐車場、防犯・防災対策施設、バリアフリー対策等) 	こども未来 政策推進室 保育幼稚園課	○留守家庭児童会施設の整備	○留守家庭児童会施設における環境改善(空調、手洗い場、教室、トイレ、駐車場、防犯・防災対策施設、必要に応じたバリアフリー対策等)	社会教育課			
○待機児童ゼロ事業	○年度当初で保育所(園)・こども園等への入所希望者全員の受け入れ	保育幼稚園課						
○幼児教育・保育の無償化 (再掲Ⅰ(5))	○3歳から5歳のこどもと0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育料等の無償化	保育幼稚園課 障がい福祉課						
○保育サービスの実施 (再掲Ⅰ(5))	<ul style="list-style-type: none"> ○通常保育事業 ○延長保育事業 ○障がい児保育事業 ○預かり保育事業 ○一時保育事業 ○低年齢児保育(産休明け児童の保育) 	保育幼稚園課						
○苦情解決システムの運用	○苦情解決システムを適切に運用	保育幼稚園課						

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○病児・病後児保育事業 (再掲 I (1・5))	○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施	保育幼稚園課	○病児・病後児保育事業 (再掲 I (1・5))	○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施 (小学6年生まで対象)	保育幼稚園課			
○病児保育事業(体調不良児対応型) (再掲 I (1・5))	○保育中に体調不良となった場合に保育所等において緊急的に対応	保育幼稚園課						
○保育所・こども園での給食、幼稚園での弁当給食運営事業 (再掲 I (2・5))	○保育所等での給食 ○幼稚園での弁当給食の実施	保育幼稚園課	○小中学校給食運営事業 (再掲 I (2・5))	○学校給食による食育の重要性や経済的な困窮対策、子育て支援などへの対応 ○生きた教材として給食を活用した食育(お茶育など)の推進や地産地消に配慮した安全で安心な給食の提供	学校給食課			
			○留守家庭児童会の充実	○入会希望者の増加に対応するための施設整備 ○平日の放課後のほか、土曜日、夏休み期間中の入会希望者の増加への対応	社会教育課			
			○放課後児童対策パッケージ事業の推進	○児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施	社会教育課			
○女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談	女性交流支援ルーム	○女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談	女性交流支援ルーム	○女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲 I (3))	女性交流支援ルーム
○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 I (4)、II(2・3・4)、III(1))	○ファミリー・サポート・センター事業 ・育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合う事業	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 I (4)、II(2・3・4)、III(1))	○ファミリー・サポート・センター事業 ・育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合う事業	子育て支援課			

実施事業Ⅱ(4)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○障がいがある児童の保育・教育などの推進 (再掲I(3))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実	保育幼稚園課 こども・学校 サポート室	○障がいがある児童の保育・教育などの推進 (再掲I(3))	○一貫した就学相談や進路指導の充実 ・支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実	こども・学校 サポート室			
○専門的支援が必要な児童への支援の強化 (再掲I(1・3))	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れに当たって、子どもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って保育所等に看護師を配置 ○加配保育士等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育幼稚園課 子育て支援課 障がい福祉課	○専門的支援が必要な児童・生徒への支援の強化	○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れに当たって、子どもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置 ○支援員等の配置 ○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	学校教育課 こども・学校 サポート室 子育て支援課 障がい福祉課			
○障がいがある児童の自立と社会参加促進事業	○児童発達支援センター等と連携を図り、また、重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、地域社会への参加や受入れを推進	障がい福祉課 子育て支援課 保育幼稚園課 こども・学校 サポート室	○障がいがある児童の自立と社会参加促進事業	○児童発達支援センター等と連携を図り、また、重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、地域社会への参加や受入れを推進 ○支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実	障がい福祉課 子育て支援課 こども・学校 サポート室			
○京田辺市障害児福祉計画に基づく事業の推進	○障がい児支援の提供体制の整備等 ・乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○障がい児相談支援事業 ・障害児通所支援サービス等を利用する児童に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング ○障がい児施策の情報提供・啓発の実施 ・障がいへの理解を深めるための研修 ・障害児通所に係るサービス・相談支援事業所等の情報提供	障がい福祉課	○京田辺市障害児福祉計画に基づく事業の推進	○障がい児支援の提供体制の整備等 ・乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○障がい児相談支援事業 ・障害児通所支援サービス等を利用する児童に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング ○障がい児施策の情報提供・啓発の実施 ・障がいへの理解を深めるための研修 ・障害児通所に係るサービス・相談支援事業所等の情報提供	障がい福祉課			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進	○地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付等	障がい福祉課	○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進	○地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付等	障がい福祉課	○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進	○地域生活支援事業 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付等	障がい福祉課
○障がいのある児童等に対する経済的支援	○特別児童扶養手当等の支給(再掲I(2)) ○身体に障がいのある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用	障がい福祉課 子育て支援課	○障がいのある児童等に対する経済的支援	○特別児童扶養手当等の支給(再掲I(2)) ○身体に障がいのある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用	障がい福祉課 子育て支援課	○障がいのある児童等に対する経済的支援	○特別児童扶養手当等の支給(20歳まで) (再掲I(2)) ○身体に障がいのある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用	障がい福祉課 子育て支援課
○産後うつ啓発事業	○産後うつの啓発やスクリーニングを実施することで、産後うつの客観的評価と早期・継続的支援	子育て支援課						
○各種健診・発達相談などにおける相談事業	○継続的な相談・訪問支援の実施 ○健診・相談事業の未受診者の把握(再掲I(4))	子育て支援課						
○家庭児童相談室での相談(再掲I(2・4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課	○家庭児童相談室での相談(再掲I(2・4))	○家庭児童相談室における相談事業	子育て支援課			
			○こども生活・学習支援事業(再掲I(2・5))	○家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に実施	社会福祉課			
			○教育相談体制の充実(再掲I(2・4)、II(2))	○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	こども・学校サポート室			
			○児童館等での相談事業(再掲I(4)、II(2)) ○教育相談体制の充実(再掲I(4)、II(2・4))	○児童館指導員とこどものふれあいの中での相談、手助け ○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実 ○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施	各児童館 こども・学校サポート室			
○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援(再掲I(5))	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組実施 ・高等職業訓練・促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援(再掲II(4))	子育て支援課	○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援(再掲I(5))	○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組実施 ・高等職業訓練・促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭の日常生活支援(再掲II(4))	子育て支援課			
○経済的支援(再掲I(5))	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭医療費助成事業(再掲I(1・5)) ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内(再掲I(2・5))	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○生活保護の実施 ○児童扶養手当 ○高校生給付型奨学金(府制度) ○ひとり親家庭医療費助成事業(再掲I(1・5)) ○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内(再掲I(2・5))	社会福祉課 子育て支援課 国保医療課	○経済的支援	○進学・就職準備給付金の支給も含め、生活保護の実施(再掲I(5))	社会福祉課

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期			
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	
○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲 I (5))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲 I (5))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流支援ルーム 子育て支援課	○養育費や親子交流に関する周知・広報 (再掲 I (5))	○関係課で連携し、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等による周知	市民年金課 女性交流支援ルーム 子育て支援課	
○ひとり親家庭の交流促進	○ひとり親家庭新入学児童を祝う会の開催 ○京田辺・さくら(母子会)の支援	子育て支援課	○ひとり親家庭の交流促進	○京田辺・さくら(母子会)の支援	子育て支援課				
○教育・保育費用の負担軽減	○保育所(園)・幼稚園・認定こども園保育料の軽減(生活保護・ひとり親世帯など) (再掲 I (5))	保育幼稚園課	○教育・保育費用の負担軽減	○各種援助・補助金による保護者負担の軽減(再掲 I (2・5)) ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費 ○留守家庭児童会負担金の減免	学校教育課 社会教育課				
○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲 I (5))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員による相談、自立支援	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲 I (5))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員による相談、自立支援	社会福祉課	○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 (再掲 I (5))	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員による相談、自立支援 ○若者やその家族からのひきこもりに関する相談にも対応し、関係機関と連携、支援 (再掲 I (5))	社会福祉課	
○こども家庭センターの体制強化 (再掲 I (4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲 I (4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	○こども家庭センターの体制強化 (再掲 I (4))	○虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目ない支援を提供	子育て支援課	
			○ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	○ヤングケアラーの実態把握、啓発、相談窓口の設置	子育て支援課	○ヤングケアラーの実態把握、啓発、相談窓口の設置	○ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	子育て支援課	
○児童虐待の未然防止 (再掲 I (4))	○子育て世帯訪問支援事業 ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施 ○産後ケア事業 ・出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業 ○保育所等での一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 I (4)、II (2・3)、III (1)) ・子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整	子育て支援課	○児童虐待の未然防止 (再掲 I (4))	○子育て世帯訪問支援事業 ・生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施 ○児童育成支援拠点事業 ・養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を実施 ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 I (4)、II (2・3)、III (1)) ・子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整	子育て支援課				
○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲 I (4))	○親子関係形成支援事業 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援課	○親子間の適切な関係性の構築支援 (再掲 I (4))	○親子関係形成支援事業 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援課				
○特定妊婦等に対する支援の強化	○改正児童福祉法を踏まえ、特定妊婦を把握し、関係機関と連携し、適切な支援	子育て支援課							

基本目標Ⅲ こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

こどもが安心して生活し、社会の中で健やかに育つことができる環境を整えることは、持続可能な地域社会を築く上で欠かせません。

地域全体でこどもを支える体制を構築し、こどもや若者が安心して過ごせる場所を提供しつつ、地域に住むすべての世代が協力し合う社会を目指します。

重点事業

III こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり					
施策の方向	重点事業	事業概要	計画期間中の実施目標	※	主担当課
(1)地域における子育て支援の推進	○高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣するもの	派遣先数の増加	① ②	高齢者支援課
(2)こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり	○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・こどもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	計画に基づく整備	① ② ③	公園緑地課
	○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催		イベント開催(公園緑地課と要調整) ① ② ③	公園緑地課 関係各課

※：ライフステージ別(①こどもの誕生前から幼児期、②学童期・思春期、③青年期)

施策の方向(1) 地域における子育て支援の推進

こどもが乳幼児期から社会性を獲得し、心豊かに成長するためには、地域のさまざまな人々とのふれあいが重要です。

そのため、人材活用や参加支援体制を強化し、地域社会全体で子育てを推進します。また、こども同士や親同士の交流の場を提供し、育児サークルの活動を支援するほか、多年代での交流の一環として、保育所(園)児童の福祉施設訪問などを行います。

さらに、幼稚園や保育所(園)も地域の子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを開催し、地域での子育て支援を推進します。

地域全体でこどもや若者を見守り、安心して成長できる環境を整えることは、こどもの健全な成長にとって重要です。大住児童館のリニューアルでは、乳幼児から青年期まで安心して過ごせる場所を提供し、自由に学び遊べる場を通じて地域との交流を促進します。また、「高齢者いきいきポイント事業」に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣するなどの活動を通じて、世代を超えたつながりを強化し、地域全体がこどもを支える温かい社会を実現します。

施策の方向(2) こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり

本市は、木津川や甘南備山など自然豊かな環境に恵まれています。こどもたちがその中で伸び伸びと成長できることを目指します。

自然体験活動を通じて、自然の恵みに感謝する心を育むため、また、こどもが自由で安全に遊べる場を確保するために、公園や緑地の整備を進めます。公園や街路樹の再整備では、地域住民やこども、保護者の視点を取り入れ、安全に遊べる環境を提供します。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた道路や施設の整備を進めることで、妊産婦、乳幼児連れ、高齢者、障がい者など、すべての人が安心して生活できるまちづくりを実現します。

さらに、新しく整備した京田辺クロスパーク「タナクロ」を活用した交流イベントを通じて、こどもやその家族が緑や農業に触れ合う機会を創出し、自然との関わりを深めるとともに地域全体でのつながりを強化します。

近年、こどもが被害に遭う事件が増えているため、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や、防犯対策、交通安全対策を総合的に推進し、明るく安全なまちづくりを目指します。

実施事業Ⅲ(1)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
			○大学生等による子どもの多様な学びの機会提供に対する支援	○大学教員、学生サークル等による子育て支援サポート活動に対する支援	市民参画課	○大学生等による子どもの多様な学びの機会提供に対する支援	○大学教員、学生サークル等による子育て支援サポート活動に対する支援	市民参画課
○高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、依頼により保育所等の子ども関連施設に派遣	高齢者支援課	○高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、依頼により保育所等の子ども関連施設に派遣	高齢者支援課			
○子育て支援のネットワークづくり (再掲Ⅱ(2))	○ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3・4)) ○育児サークルの支援 ・サークルリーダー交流会 ・保育士などの派遣 ・えぶろんママの派遣 ・活動場所の提供など (再掲Ⅱ(2))	子育て支援課	○子育て支援のネットワークづくり (再掲Ⅱ(2))	○ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2・3・4))	子育て支援課			
			○通学・通園路の安全対策事業	○地域と学校、行政が協力した通学時の見守り ・通学安全整理員等の配置 (再掲Ⅲ(2))	学校教育課			
						○市民活動の推進	○市民団体の活動助成 ○市民活動に関する講座	市民参画課
			○放課後子ども教室 (再掲Ⅰ(6))	○児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施	社会教育課			
			○地域伝統的体験学習の推進 (再掲Ⅰ(6))	○地域伝統的体験学習の開催	社会教育課			
○児童館等での遊び場の提供事業 (再掲Ⅰ(2))	○乳幼児親子で自由に遊べる「ひろば」の実施 ○地域子育て支援拠点の設置	各児童館等 各地域子育て支援拠点	○児童館等での遊び場の提供 (再掲Ⅰ(2))	○こどもが健全に遊べる「なかよしクラブ」の実施	各児童館等			
○大住児童館リニューアル (再掲Ⅰ(6))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までの子ども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課	○大住児童館リニューアル (再掲Ⅰ(6))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までの子ども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課	○大住児童館リニューアル (再掲Ⅰ(6))	○年齢による切れ目なく、乳幼児から青年期までの子ども・若者が安心して過ごせる場所の提供	健康福祉政策推進室 子育て支援課
○子ども会育成事業の推進 (再掲Ⅰ(6))	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援	中央公民館	○子ども会育成事業の推進 (再掲Ⅰ(6))	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援	中央公民館			
○地域に開かれた保育事業の推進	○保育所(園)地域活動事業 ・保育所(園)体験(園庭開放) ・育児講座 ・世代間交流事業	保育幼稚園課						
○地域子育て支援事業 (再掲Ⅱ(2))	○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援 ○家庭教育支援 ・家庭教育に関する学習機会の充実	社会教育課	○地域に開かれた学校づくりの推進	○学校運営協議会制度(コミュニティースクール)等の積極的な活用を図り、開かれた学校づくりを推進	教育総務室 学校教育課 子ども・学校サポート室			

実施事業Ⅲ(2)

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○地域みんなで子育て推進事業	○祖父母世代への子育て講座の開催と祖父母手帳の活用	子育て支援課						
○通学・通園路の安全対策事業 ○交通安全対策の充実	○通学・通園路の危険箇所の把握と改善対策の実施 ・通学路安全推進会議の開催 ・踏査事業の実施 ・交通安全施設の設置及び管理	保育幼稚園課 都市整備課 施設管理課	○通学・通園路の安全対策事業 ○交通安全対策の充実	○地域と学校、行政が協力した通学時の見守り ・通学安全整理員等の配置 (再掲Ⅱ(1)) ○通学・通園路の危険箇所の把握と改善対策の実施 ・通学路安全推進会議の開催 ・踏査事業の実施 ・交通安全施設の設置及び管理	学校教育課 都市整備課 施設管理課			
○地域の防犯パトロールへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会 防犯パトロールへの支援	社会教育課	○地域の防犯パトロールへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会 防犯パトロールへの支援	社会教育課	○地域の防犯パトロールへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会 防犯パトロールへの支援	社会教育課
○地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置 ○防犯カメラの設置 ○地域防犯体制の育成 ・地域の防犯活動の芽を育成し、 交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり室	○地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置 ○防犯カメラの設置 ○地域防犯体制の育成 ・地域の防犯活動の芽を育成し、 交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり室	○地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置 ○防犯カメラの設置 ○地域防犯体制の育成 ・地域の防犯活動の芽を育成し、 交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり室
○交通安全の啓発 ○防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進	○交通安全の意識高揚と交通事故防止を図るための啓発 ○心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	計画交通課 保育幼稚園課	○交通安全の啓発 ○防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進	○交通安全の意識高揚と交通事故防止を図るための啓発 ○心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	計画交通課 こども・学校サポート室			
○さくら連絡網の活用	○子どもの安全を守るために、迅速かつ公平に正確な情報発信の実施	こども・学校サポート室	○さくら連絡網の活用	○子どもの安全を守るために、迅速かつ公平に正確な情報発信の実施	こども・学校サポート室			
○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・子どもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	公園緑地課	○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・子どもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	公園緑地課	○公園・街路樹のリ・デザイン	○緑の基本計画等に基づき、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・子どもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備	公園緑地課
○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	公園緑地課 関係各課	○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	公園緑地課 関係各課	○“タナクロ”での交流イベントの開催	○「京田辺クロスパーク(タナクロ)」を活用した、市民が“緑”と“農”に触れ合う交流イベントの開催	公園緑地課 関係各課
○水辺の散策路環境整備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化 ○子育て応援ガイドマップや水辺の散策路ルートマップ(GPS 対応スマホアプリ)を活用し、子どもが親しめる水辺空間を周知	公園緑地課 子育て支援課	○水辺の散策路環境整備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化 ○子育て応援ガイドマップや水辺の散策路ルートマップ(GPS 対応スマホアプリ)を活用し、子どもが親しめる水辺空間を周知	公園緑地課 子育て支援課	○水辺の散策路環境整備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化 ○子育て応援ガイドマップや水辺の散策路ルートマップ(GPS 対応スマホアプリ)を活用し、子どもが親しめる水辺空間を周知	公園緑地課 子育て支援課
○安全で快適な自転車等通行空間の創出	○道路の整備に当たっては、自動車・自転車・歩行者の安全に配慮	都市整備課	○安全で快適な自転車等通行空間の創出	○道路の整備に当たっては、自動車・自転車・歩行者の安全に配慮	都市整備課	○安全で快適な自転車等通行空間の創出	○道路の整備に当たっては、自動車・自転車・歩行者の安全に配慮	都市整備課
○緑化の推進	○市民記念植樹祭	公園緑地課	○緑化の推進	○市民記念植樹祭	公園緑地課	○緑化の推進	○市民記念植樹祭	公園緑地課
○自然体験活動などの促進 (再掲 I (2))	○薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○幼稚園等での野外体験活動	農政課 保育幼稚園課	○自然体験活動などの促進 (再掲 I (2))	○薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○自然体験活動、ボランティア活動等多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成	農政課 こども・学校サポート室			

子どもの誕生前から幼児期			学童期・思春期			青年期		
事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課	事業名	事業概要	主担当課
○循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別収集 ○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助 ○再生資源集団回収事業補助 ○環境教育の推進 ○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」との協働 	清掃衛生課	○循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別収集 ○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助 ○再生資源集団回収事業補助 ○環境教育の推進 ○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」との協働 	清掃衛生課	○循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別収集 ○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助 ○再生資源集団回収事業補助 ○環境教育の推進 ○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」との協働 	清掃衛生課
			○持続可能な社会づくりに関する学習	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会の創り手となるよう、課題解決に向けて取り組もうとする意欲や態度の育成 	こども・学校サポート室			
○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進 	環境課	○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進 	環境課	○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進 	環境課
○喫煙・受動喫煙防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進計画に係る重点的な取組・自分や大切な人をたばこの害(吸う害・吸わされる害)から守る 	健康推進課	○喫煙・受動喫煙防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進計画に係る重点的な取組・自分や大切な人をたばこの害(吸う害・吸わされる害)から守る 	健康推進課	○喫煙・受動喫煙防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進計画に係る重点的な取組・自分や大切な人をたばこの害(吸う害・吸わされる害)から守る 	健康推進課
○福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○道路補修・市道補修の際、こどもやベビーカーに配慮し、必要な箇所の段差解消、細目グレーティングの使用、危険箇所の転落防止柵の設置 	施設管理課	○福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○道路補修・市道補修の際、こどもやベビーカーに配慮し、必要な箇所の段差解消、細目グレーティングの使用、危険箇所の転落防止柵の設置 	施設管理課			